



手続きの流れ（特許）

1. ヒアリング

出願（申請）をしたい発明（技術的なアイデア）と、その発明のベースとなった従来技術についてご説明ください。

これらの内容に基づいて、その発明が特許を受けられる可能性を簡易診断します。
簡易診断の結果を参考にして出願をするか否かをご判断ください。

2. 出願（申請）

出願（申請）をすることが決まったら、ヒアリングの内容に基づいて出願書類の案文をお作りします。案文をお届けするまでに、3～4週間程度かかります。

届いた案文がご要望に沿った内容になっていることをご確認ください。

案文の内容に問題がなければ、その内容で特許庁に出願します。

出願をすると、出願日から1年6月後に出願内容が公報に掲載されます（出願公開）。

3. 出願審査請求

特許の場合、出願をただけでは審査をしてもらえません。出願とは別に、審査請求をする必要があります。この手続きは、出願日から3年以内に行う必要があります。

4. 審査

審査請求をすると特許庁で出願内容が審査されます。

審査請求をしてから最初の審査結果が出るまで1年程度かかります。

5. 審査対応（拒絶対応、中間処理）

審査が終わると特許庁から審査結果が通知されます。

特許NGの通知（拒絶理由通知）を受けてしまった場合でも、その通知の後、60日以内に適切な対応策をとれば、特許庁で再度審査をしてくれます。たとえば、出願した発明と従来技術の違いを説明したり（意見書の提出）、特許を請求する範囲を狭める修正をすると（補正書の提出）、その内容が考慮されて特許を受けられる場合があります。

なお、意見書や補正書の案文をお届けするまでに、2～3週間程度かかります。

6. 権利設定

特許OKの通知（特許査定）を受けた場合、その通知の後、30日以内に、3年分（第1年度～第3年度の分）の特許料を納付すると、特許権が設定されます。

特許権が設定されると、特許証が交付され、特許の内容が公報に掲載されます。

7. 特許料の納付

特許権の権利期間は出願日から20年です（意匠権とは異なり、「登録日」からではありません）。

特許権を維持している間は、年度ごとに特許料を納付する必要があります。特許料は前の年度のうちに（たとえば、第4年度の分は第3年度のうちに）納付する必要があります。